令和5年度羽曳野市事務事業評価シート（令和4年度実施事業）

事務事業コード	122-01-01

事務事業名		民間建築物耐震化促進事業		事務の種類			自治事務（任意のもの）
				連絡先			内線2270
担当部署名		住宅政策推進室		予算科目	会計	1	一般会計
総合基本計画	施策目標	1	快適でうるおいのある　住みよいまち		款	8	土木費
	施策	2	住環境		項	4	都市計画費
	施策の方向	2	安全・快適な住環境の促進		目	4	都市整備推進費
事業の概要	対象（誰を・何を）	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者					
	目的（どうしたいか）	耐震性が不足している市内の既存民間建築物の耐震性の向上又は除却を促進し、地震災害による市内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。					
	手段（事業内容）	建築物の耐震化又は除却にかかる啓発及び情報提供、並びにそれらの促進のための補助金交付。					

予算・決算額

（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	事業費	15,850	14,600	13,600
決算額	事業費	5,800	6,727	－
	特定財源等	3,350	4,013	－

≪主な内訳（令和4年度決算）≫

【事業費】
合計（6,727千円）
診断750千円、設計577千円、改修1,600千円、除却3,800千円

【特定財源】 3,363千円＋650千円＝4,013千円
◎国費（3,363千円）
診断375千円、設計288千円、改修800千円、除却1,900千円
◎府費（650千円）
診断187千円、設計113千円、改修350千円　※除却は府費なし

活動指標

（事務事業の目的を達成するために、何をどれだけ行ったか）

指標名	耐震診断・設計・改修・除却補助金交付	単位	件
指標の説明	耐震診断・設計・改修・除却補助金交付件数		

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標（見込）	75	75	71
実績	40	42	－

≪事業の参考数値等≫

R4実績（合計42件）
診断15、設計5、改修3、除却19
R5見込（合計71件）
診断25、設計8、改修8、除却30

――――――――――――――――――――
R4実績（合計455件）
確認申請433＋改修・除却22
R5見込（合計517件）
確認申請（R3・524、R4・433の平均）479＋改修・除却38

成果指標

（事務事業を実施したことにより、目的がどの程度達成されたか）

指標名	住宅の耐震化	単位	件
指標の説明	住宅の新築戸数＋改修・除却補助金交付件数		

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標（見込）	540	570	517
実績	546	455	－

個別評価

妥当性	本事業を市が行うのは妥当か。	市が実施すべき義務的事業である。	A
	対象範囲や水準、手段は妥当か。	妥当である。	
	事業を廃止・休止した場合の影響は大きいか。	影響は大きい。	
有効性	目的に対する成果は上がっているか。成果向上の余地はあるか。	一定の成果は上がっているが向上余地がある。	B
	類似事業との統廃合はできるか。	統廃合はできない。/類似事業はない。	
	事業の上位目標である施策に貢献しているか。	貢献している。	
効率性	事業費削減の余地はあるか。	削減を検討する余地がある。	B
	人件費削減の余地はあるか。	削減の余地はない。	
	受益者負担の割合は適正か。	適正な受益者負担である。	

総合評価

現状維持

（担当部局による総合評価の理由や課題）

今後も国や府の動向を注視しながら耐震補助制度をはじめとした各種施策を充実していく必要がある。
また、市内の人的・経済的な被害の軽減を図るため、耐震化等の必要性の啓発、安心して業者を選択できる広域的な紹介制度の検討を行うことで、更なる耐震化率向上に努めていく。

今後の改善内容

（令和5年度以後の事業実施への改善内容）

広報誌やホームページを活用した啓発活動及び市民フォーラムの開催等を通して耐震化率向上に努めていく。

令和5年度羽曳野市事務事業評価シート（令和4年度実施事業）

事務事業コード	123-01-01

事務事業名		市営住宅管理事務事業		事務の種類			自治事務（任意のもの）
				連絡先			内線2270
担当部署名		住宅政策推進室		予算科目	会計	1	一般会計
総合基本計画	施策目標	1	快適でうるおいのある　住みよいまち		款	8	土木費
	施策	2	住環境		項	5	住宅費
	施策の方向	3	公的な住宅の再整備		目	1	住宅管理費
事業の概要	対象（誰を・何を）	低所得者で住宅に困窮している方					
	目的（どうしたいか）	入居者が安心・安全な生活を送れるようにする。					
	手段（事業内容）	住宅設備等の維持管理委託を行うことで専門性の高い業者による点検等が行われ、安心・安全な生活が送れるように支援する。					

予算・決算額

（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	事業費	27,767	58,436	81,766
決算額	事業費	18,544	40,079	－
	特定財源等	62,377	59,147	－

≪主な内訳（令和4年度決算）≫

【事業費】
合計（40,079千円）
住宅管理費10,532千円（光熱水費、住宅揚水ポンプ管理・清掃委託料等）、住宅維持管理費7,745千円、住宅改修費21,802千円（エレベーター更新）

【特定財源】
合計（59,147千円）
住宅使用料47,991千円
共益費3,732千円
駐車場代7,424千円

活動指標

（事務事業の目的を達成するために、何をどれだけ行ったか）

指標名	管理戸数	単位	戸
指標の説明	市営住宅の管理戸数		

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標（見込）	401	401	482
実績	401	401	－

≪事業の参考数値等≫

既存管理戸数401戸
向野東住宅2号棟（新築）81戸
未耐震戸数　▲186戸（R6用途廃止予定）
→R5年度末管理戸数296戸（予定）

成果指標

（事務事業を実施したことにより、目的がどの程度達成されたか）

指標名	市営住宅の適正管理率	単位	%
指標の説明	管理戸数に対する適正管理戸数の割合式）適正管理戸数÷管理戸数×100		

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標（見込）	100	100	100
実績	100	100	－

個別評価

妥当性	本事業を市が行うのは妥当か。	市が実施すべき義務的事業である。	A
	対象範囲や水準、手段は妥当か。	妥当である。	
	事業を廃止・休止した場合の影響は大きいか。	影響は大きい。	
有効性	目的に対する成果は上がっているか。成果向上の余地はあるか。	期待どおりの成果が上がっている。	A
	類似事業との統廃合はできるか。	統廃合はできない。/類似事業はない。	
	事業の上位目標である施策に貢献しているか。	貢献している。	
効率性	事業費削減の余地はあるか。	削減の余地はない。	A
	人件費削減の余地はあるか。	削減の余地はない。	
	受益者負担の割合は適正か。	適正な受益者負担である。	

総合評価

現状維持

（担当部局による総合評価の理由や課題）

市営住宅の多くは、昭和40年代に建設され、築50年を迎える住宅も多くあり、入居者の安心・安全な生活を支えるため住宅設備の維持管理や修繕等を適正に行っている。また、令和4年度11月末竣工の新築向野東住宅2号棟は未耐震棟の住民が移転し、令和5年4月1日に管理開始となる。その空室については一般募集により入居者を募る。

今後の改善内容

（令和5年度以後の事業実施への改善内容）

市営住宅の集約建替工事終了後は、木造5戸を除いた全ての居住棟が耐震基準を満たした住宅となり、入居者の安心・安全な生活を確保できる。

令和5年度羽曳野市事務事業評価シート（令和4年度実施事業）

事務事業コード	123-01-03

事務事業名		市営住宅運営事務事業		事務の種類			自治事務（任意のもの）
				連絡先			内線2270
担当部署名		住宅政策推進室		予算科目	会計	1	一般会計
総合基本計画	施策目標	1	快適でうるおいのある　住みよいまち		款	8	土木費
	施策	2	住環境		項	5	住宅費
	施策の方向	3	公的な住宅の再整備		目	1	住宅管理費
事業の概要	対象（誰を・何を）	市営住宅の入居者					
	目的（どうしたいか）	低所得者層の住生活の安定を図るため住宅を適正に管理する。					
	手段（事業内容）	滞納家賃等については、羽曳野市営住宅家賃等滞納整理事務取扱基準に基づき督促状の送付や訪問等を行うなど適切な納入指導を行っている。					

予算・決算額

（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	事業費	5,141	5,090	5,065
決算額	事業費	5,140	5,090	－
	特定財源等	0	0	－

≪主な内訳（令和4年度決算）≫

【事業費】
合計（5,090千円）
家賃等納入指導及び管理協力事務委託料2,068千円、共同施設管理委託料1,396千円、入適正化等委託料1,626千円

【特定財源】

活動指標

（事務事業の目的を達成するために、何をどれだけ行ったか）

指標名	使用料等の調定の件数	単位	件
指標の説明	1年間に使用料等を調定した件数		

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標（見込）	241	228	213
実績	228	213	－

≪事業の参考数値等≫

令和4年度決算より
収入済額：59,146,540円
調定額　：67,908,040円
→徴収率：87.1%

成果指標

（事務事業を実施したことにより、目的がどの程度達成されたか）

指標名	使用料等徴収率	単位	%
指標の説明	使用料等の調定額に対する徴収額の割合式）徴収額÷調定額×100		

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標（見込）	90	90	90
実績	89	87	－

個別評価

妥当性	本事業を市が行うのは妥当か。	妥当である。	A
	対象範囲や水準、手段は妥当か。	妥当である。	
	事業を廃止・休止した場合の影響は大きいか。	影響は大きい。	
有効性	目的に対する成果は上がっているか。成果向上の余地はあるか。	一定の成果は上がっているが向上余地がある。	B
	類似事業との統廃合はできるか。	統廃合はできない。/類似事業はない。	
	事業の上位目標である施策に貢献しているか。	貢献している。	
効率性	事業費削減の余地はあるか。	削減の余地はない。	A
	人件費削減の余地はあるか。	削減の余地はない。	
	受益者負担の割合は適正か。	適正な受益者負担である。	

総合評価

改善して継続

（担当部局による総合評価の理由や課題）

新型コロナウイルス感染症拡大により、収入が減った入居者が滞納する例が見られるが、督促状の送付や電話連絡により分納等で納付を促している。今後も適正な納付指導のもと、使用料等の徴収率向上に向け、取り組みを進める。

今後の改善内容

（令和5年度以後の事業実施への改善内容）

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、訪問による督促や高額滞納者への住宅明渡し請求の再開を検討していく。

令和5年度羽曳野市事務事業評価シート（令和4年度実施事業）

事務事業コード	124-01-01

事務事業名		空家等対策事業		事務の種類			自治事務（任意のもの）
				連絡先			内線2270
担当部署名		住宅政策推進室		予算科目	会計	1	一般会計
総合基本計画	施策目標	1	快適でうるおいのある　住みよいまち		款	8	土木費
	施策	2	住環境		項	5	住宅費
	施策の方向	4	空家対策		目	1	住宅管理費
事業の概要	対象（誰を・何を）	空家の所有者等					
	目的（どうしたいか）	空家等の管理の適正化を図ることにより、市民の安心かつ安全な生活環境の確保や地域の良好な景観の保全等に寄与することを目的とする。					
	手段（事業内容）	平成29年度に策定した羽曳野市空家等対策計画及び、同年度に組織した「羽曳野市空家等対策協議会」により、空家等の適正管理の支援など、空家等対策を総合的かつ計画的に実施する。					

予算・決算額

（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	事業費	1,567	1,567	1,567
決算額	事業費	55	116	－
	特定財源等	0	0	－

≪主な内訳（令和4年度決算）≫

【事業費】
（合計116千円）
空家等対策協議会委員報酬115千円
食糧費1千円

【特定財源】

活動指標

（事務事業の目的を達成するために、何をどれだけ行ったか）

指標名	空家の件数	単位	件
指標の説明	実態調査で明らかになった空家の件数		

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標（見込）	1,336	1,336	1,336
実績	1,336	1,336	－

≪事業の参考数値等≫

成果指標

（事務事業を実施したことにより、目的がどの程度達成されたか）

指標名	適正に管理されている空家の割合	単位	%
指標の説明	空家のうち適正に管理されている空家式）適正に管理されている空家÷空家数×100		

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標（見込）	90	90	90
実績	90	90	－

個別評価

妥当性	本事業を市が行うのは妥当か。	市が実施すべき義務的事業である。	B
	対象範囲や水準、手段は妥当か。	概ね妥当であるが見直しの余地がある。	
	事業を廃止・休止した場合の影響は大きいか。	影響は大きい。	
有効性	目的に対する成果は上がっているか。成果向上の余地はあるか。	一定の成果は上がっているが向上余地がある。	B
	類似事業との統廃合はできるか。	統廃合はできない。/類似事業はない。	
	事業の上位目標である施策に貢献しているか。	貢献している。	
効率性	事業費削減の余地はあるか。	削減の余地はない。	A
	人件費削減の余地はあるか。	削減の余地はない。	
	受益者負担の割合は適正か。	適正な受益者負担である。	

総合評価

現状維持

（担当部局による総合評価の理由や課題）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）により、市の責務として「空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する必要な措置を適切に講ずるようつとめるものとする」と規定されており、本市においても平成30年に作成した「羽曳野市空家等対策計画」を基に空家等対策を総合的かつ計画敵に実施するものです。

今後の改善内容

（令和5年度以後の事業実施への改善内容）

今後も「羽曳野市空家等対策計画」を基に空家等対策を総合的かつ計画的に実施すると共に老朽化及び長期間放置されている空家等の撤去及び土地売買を促すよう、空家の所有者に働きかける。
また、令和4年度に不動産関係団体と締結した空家利活用支援の協定を生かし、より一層空家解消に向けて働きかけを強化する。